

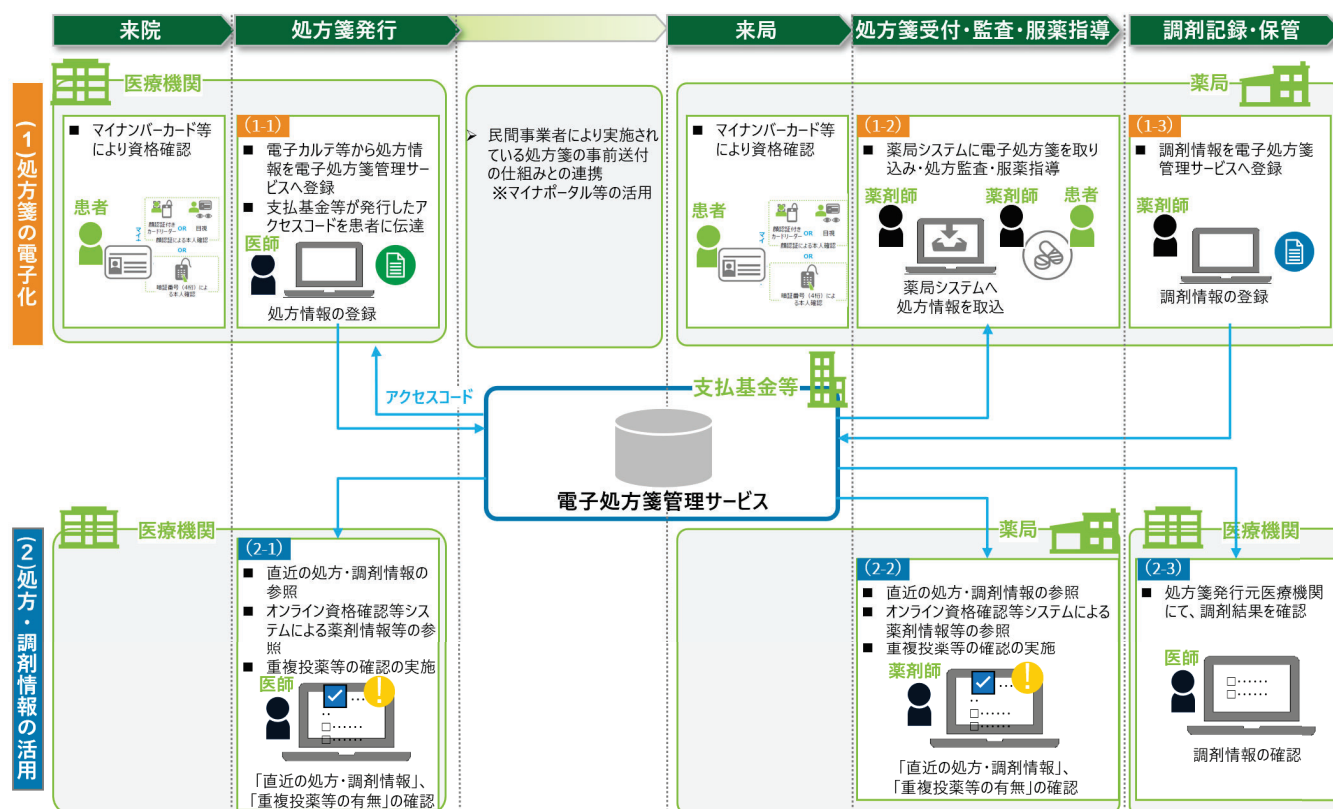
電子処方箋及び電子処方箋管理サービスの概要等について

令和4年2月25日

情報化企画部

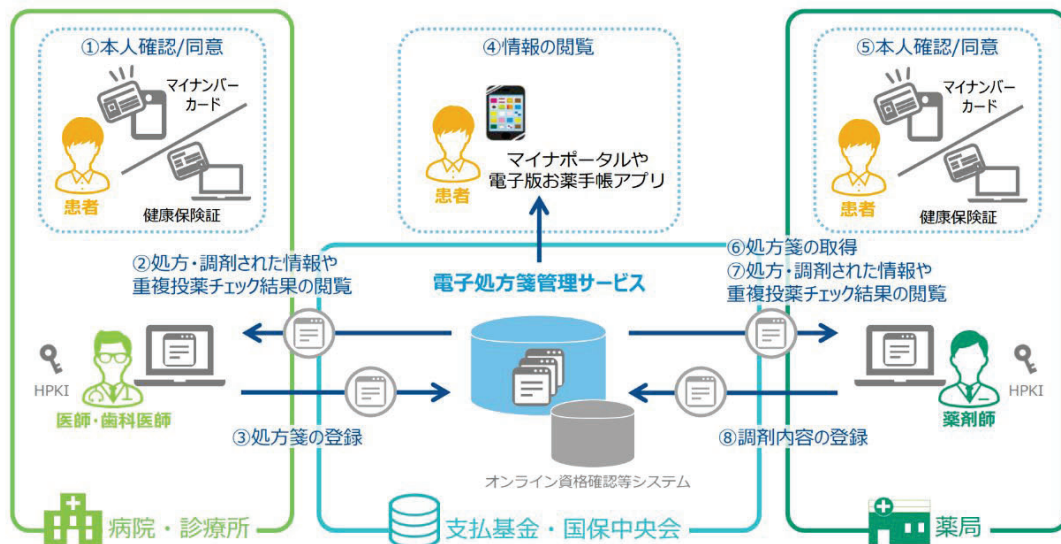


電子処方箋管理サービスの仕組みを踏まえた運用の全体像



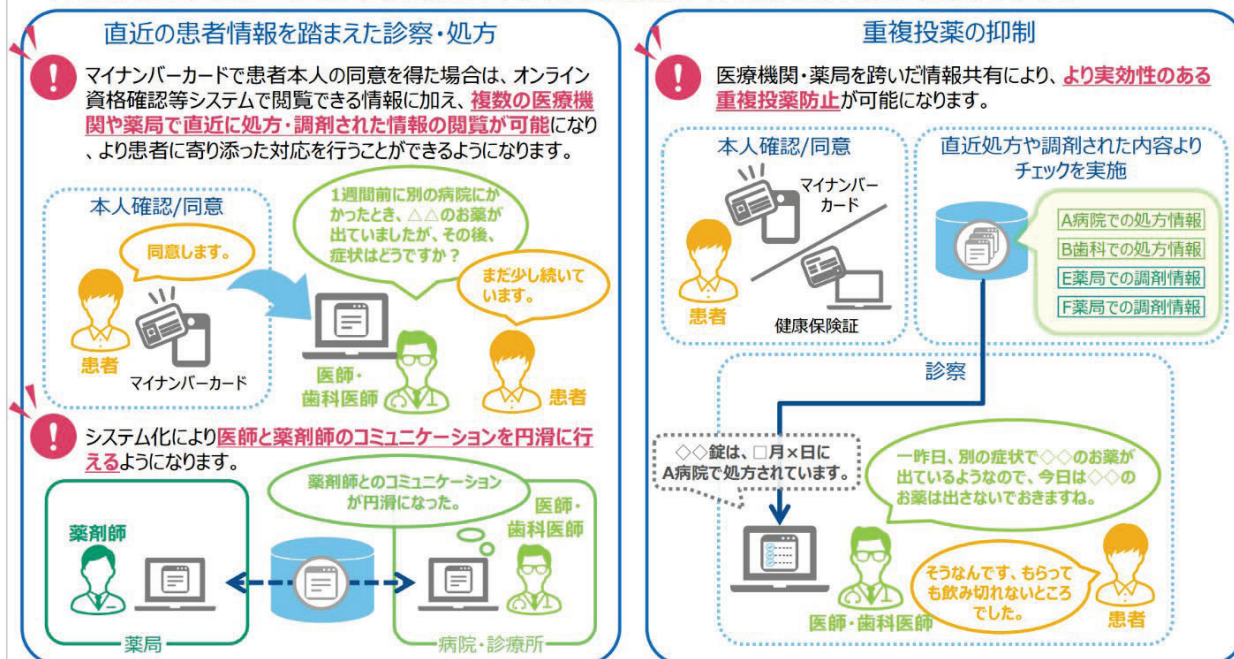
1. 電子処方箋とは

電子処方箋とは、**電子的に処方箋の運用を行う仕組み**であるほか、**複数の医療機関や薬局で直近に処方・調剤された情報の閲覧**、それらを活用した**重複投薬チェック**などを行えるようになります。



2. 病院・診療所でできるようになること

処方箋の事前送付が行えるようになるほか、丁寧な患者対応への注力や、医療機関・薬局間の円滑なコミュニケーション、より効果のある重複投薬の抑制を行えるようになります。



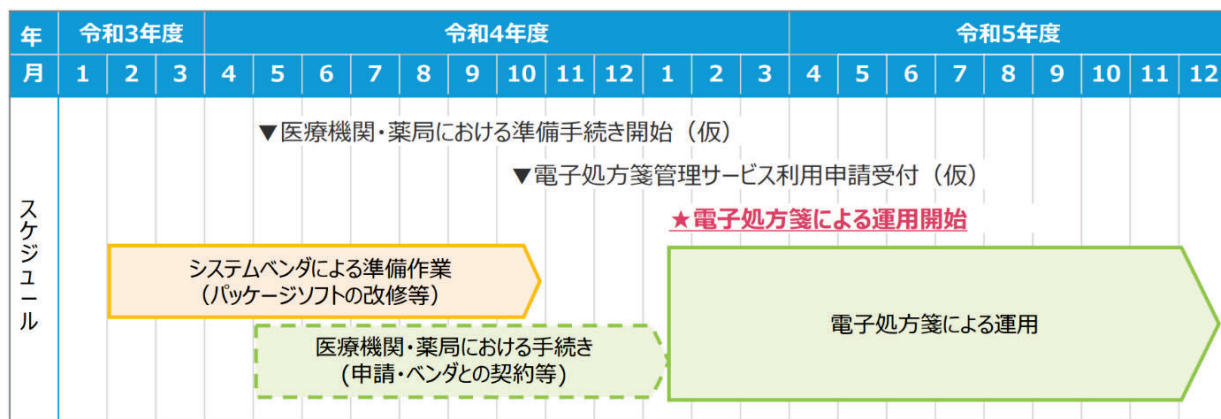
※すべての医療機関・薬局に電子処方箋が普及した状態のイメージとなります。

3. 利用開始に向けたスケジュール

電子処方箋は、令和5年1月より運用が開始されます。

令和4年度から対応が必要な、準備作業の内容や、作業スケジュールについては、今後、順次医療機関等ポータルサイト等にてご案内していく予定です。

なお、利用にあたり、オンライン資格確認を導入している必要があるため、まだ導入していない場合は、お早めに準備をお願いします。（※）



（※）オンライン資格確認の導入に必要な作業については、『オンライン資格確認の導入に向けた準備作業の手引き』をご覧ください。
<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000699397.pdf>

3

4. Q&A

電子処方箋管理サービスについて

Question

Answer

Q) 「オンライン資格確認等システムを拡張」とありますが、何が変わるのですか？

A) オンライン資格確認等システムの仕組みを用いて、医療機関・薬局間で電子化された処方箋の授受を行えるようになります。

オンライン資格確認等システムでは、レセプトをもとにした月遅れの情報を閲覧できましたが、電子処方箋ではさらに、処方箋をもとにした情報を、リアルタイムで閲覧できるようになります。

また、それらの情報を活用した、重複投薬チェックなどもできるようになります。

Q) 患者はマイナンバーカードがないと、電子処方箋を発行できないのですか？

A) 患者が健康保険証を利用する場合も電子処方箋を発行できるよう、マイナンバーカードと健康保険証とで電子処方箋の利便性が異なる点等を考慮しながら構築予定です。

Q) 電子処方箋は必ず導入しなければいけませんか？

A) 電子処方箋を利用することにより、ペーパーレス化の促進や、複数の医療機関・薬局が持つデータの利活用による、より質の高い医療の提供が図られるため、導入の検討をお願いします。

4

4. Q&A

電子処方箋管理サービスの利用開始に向けて

Question

Q) オンライン資格確認と同様に、補助金はありますか？

Answer

A) 補助に関しては現在検討中となります。

Q) 電子処方箋を始めるには、まず何をすればよいですか？

A) 利用にあたり、オンライン資格確認を導入している必要があるため、導入していない方は、お早めに準備をお願いします。
『オンライン資格確認の導入に向けた準備作業手引き』
<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000699397.pdf>

その他の具体的な手続き等については、順次、医療機関等向けポータルサイトに掲載を予定しています。まだ医療機関等向けポータルサイトに登録していない場合は、「初めてご利用になる方（アカウント登録）」より、登録をお願いします。
<https://www.iryohokenjyoho-portal-site.jp/>

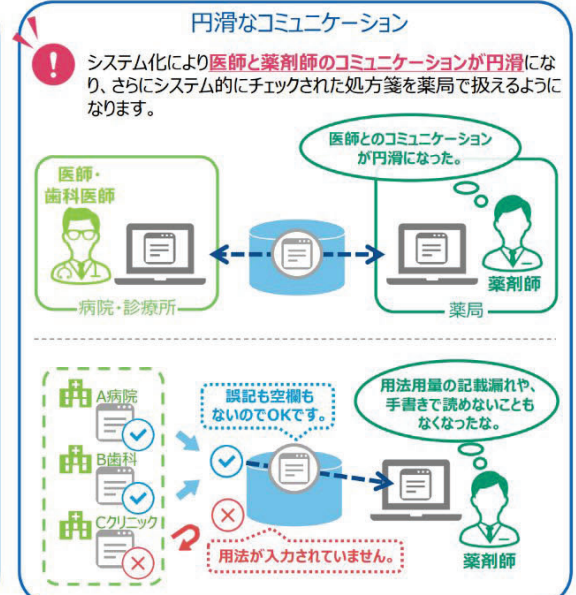
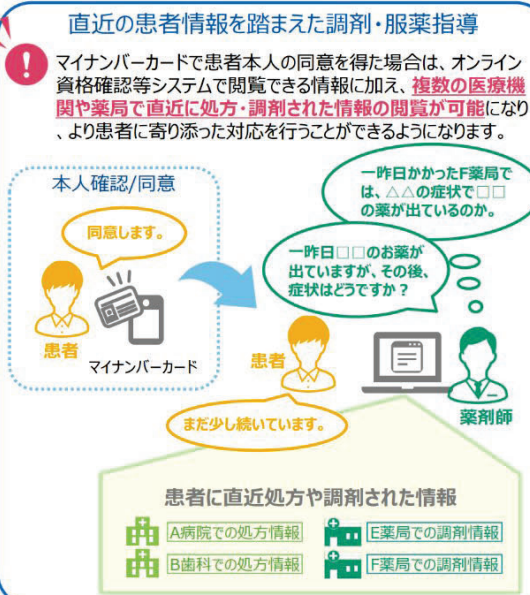
5

電子処方箋 概要案内（導入の手引き）【薬局】（抜粋）



2. 薬局でできるようになること

処方箋の内容の入力作業や、紙処方箋の保管が不要になることのほか、より丁寧な患者対応への注力や、医療機関・薬局間のコミュニケーションを円滑に行えるようになります。



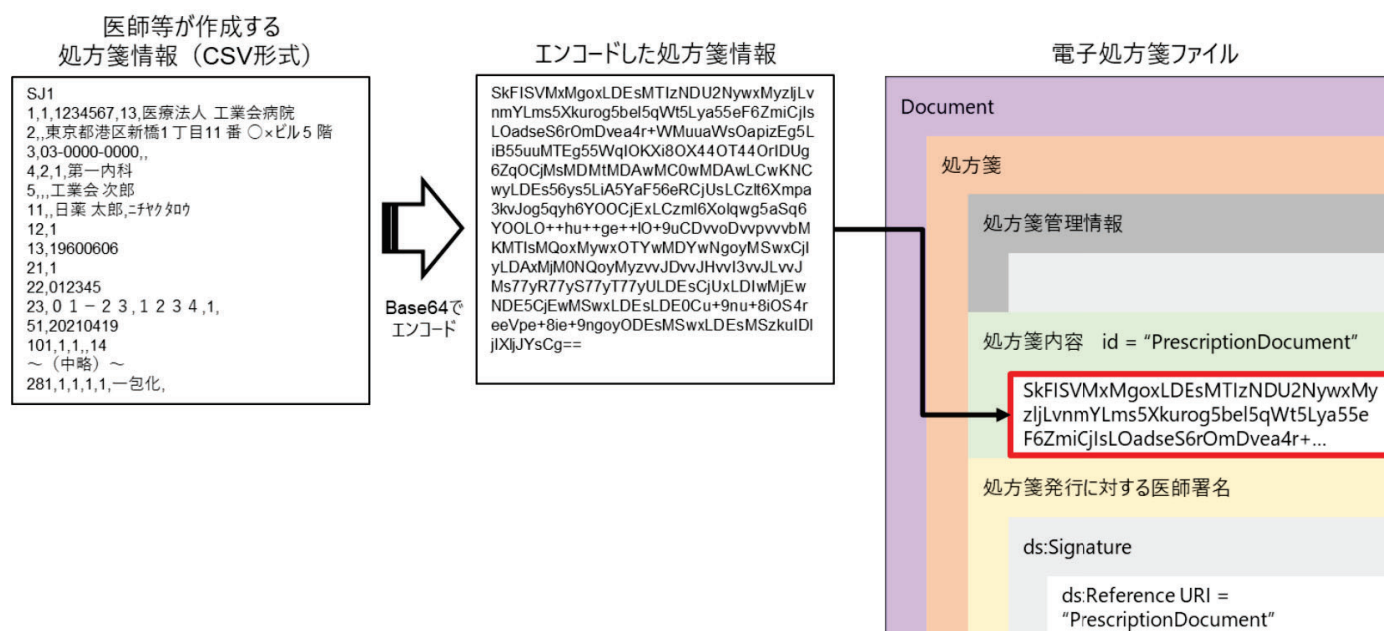
※すべての医療機関・薬局に電子処方箋が普及した状態のイメージとなります。

2

- 電子処方箋管理サービスを介した処方箋及び調剤結果のやり取りに係るファイルの種類を整理した上で、**院外処方箋 2次元シンボル記録条件規約**及び**電子版お薬手帳データフォーマット**を参考に、記録条件仕様を公開しました。

No.	種類	内 容	参考とした記述仕様	形式
1	電子処方箋ファイル	・ 処方箋情報を格納するXMLファイル ・ 処方箋情報に医師の電子署名を付与する	電子処方箋CDA記述仕様	XML
2	処方箋情報	・ 処方箋の記載事項の電磁的記録	院外処方箋 2次元シンボル記録条件規約	CSV
3	処方箋情報提供ファイル	・ 処方箋情報を格納するXMLファイル ・ 医師の電子署名を付与しない	電子処方箋CDA記述仕様	XML
4	処方箋情報	・ 処方箋の記載事項の電磁的記録	院外処方箋 2次元シンボル記録条件規約	CSV
5	確定前処方箋情報	・ 重複投薬等チェックのための処方箋情報 ・ 電子カルテ等での入力後であって確定前の状態	院外処方箋 2次元シンボル記録条件規約	CSV
6	調剤済み電子処方箋ファイル	・ 調剤結果情報を格納するXMLファイル ・ 電子処方箋を受け付けた場合、このファイルにて登録する ・ 薬剤師の電子署名を付与する	電子処方箋CDA記述仕様	XML
7	調剤結果情報	・ 調剤結果（医療機関・医師への伝達事項を含む）の電磁的記録	電子版お薬手帳データフォーマット	CSV
8	調剤情報提供ファイル	・ 調剤結果情報を格納するファイル ・ 電子処方箋を受け付けた場合以外の場合、このファイルにて登録する	電子処方箋CDA記述仕様	XML
9	調剤結果情報	・ 調剤結果（医療機関・医師への伝達事項を含む）の電磁的記録	電子版お薬手帳データフォーマット	CSV
10	確定前調剤結果情報	・ 重複投薬等チェックのための調剤結果情報 ・ 薬局システム等の入力後であって確定前の状態	電子版お薬手帳データフォーマット	CSV

処方箋情報を電子処方箋に格納するイメージ



調剤結果情報を調剤情報提供ファイルに格納するイメージ

薬剤師が作成した
調剤結果情報（CSV形式）

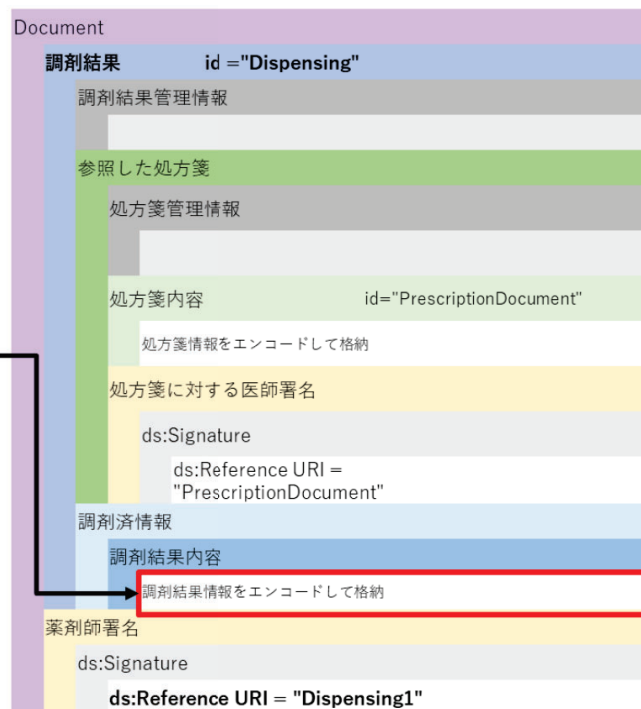
CJ.1
 1.鈴木太郎，19580303.....
 5.RZ0240.1.
 11.株式会社工芸会館蔵 新刊表 R.13,7234567...1
 15.圖書師大蔵本。
 15.聖徳太子天皇御病院。13,1234567.1
 52.工業史資料。1
 2011.リヨン・カブ p.5mg G.C.2.620004992.1
 2011.フナリ配合品名G.26200425801.1
 301【分】専食療用5日分。1,1.1,
 301【分】専食療用5日分。1.5g,2.620000284.1
 202(黒)バネ「バネ」G.2.6212310013.1
 202レニ歌2.G.2.620007148.1
 301【分】専食療用5日分。1.1,1.1,
 313.ジツカクハ87%、60ml,G.2.620008969.1
 201【分】3～4月、60ml、2.620000000.1
 201【分】カド注「カド」300単位、2
 簡。2.620008894.1
 201【分】2回 朝14歳以上60歳以下 1調剤4.1,1
 5.ベントッドAG308mm/g/j60,本2,710010093
 53.佐藤三郎。支那史料。1
 2016.リテノAV歌数0.12%,102.G.2.662640418.1
 301【分】専部に添付。1.調剤。5.1.1.
 2017.管巻。1直上。1.
 2017.1調剤。10.1.
 501下「1」の成分は薬学雑誌で調査した。 1

エンコードした調剤結果情報

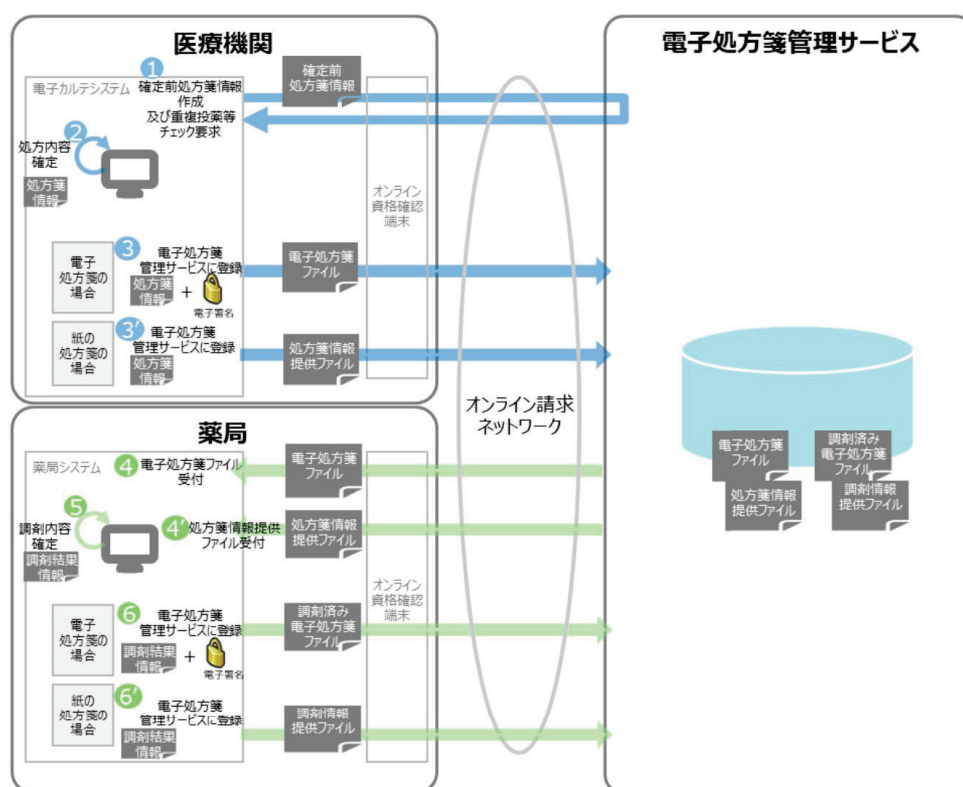
[illegible]

Base64で
エンコード

調剤情報提供ファイル



電子処方箋管理サービスとのファイル連携イメージ



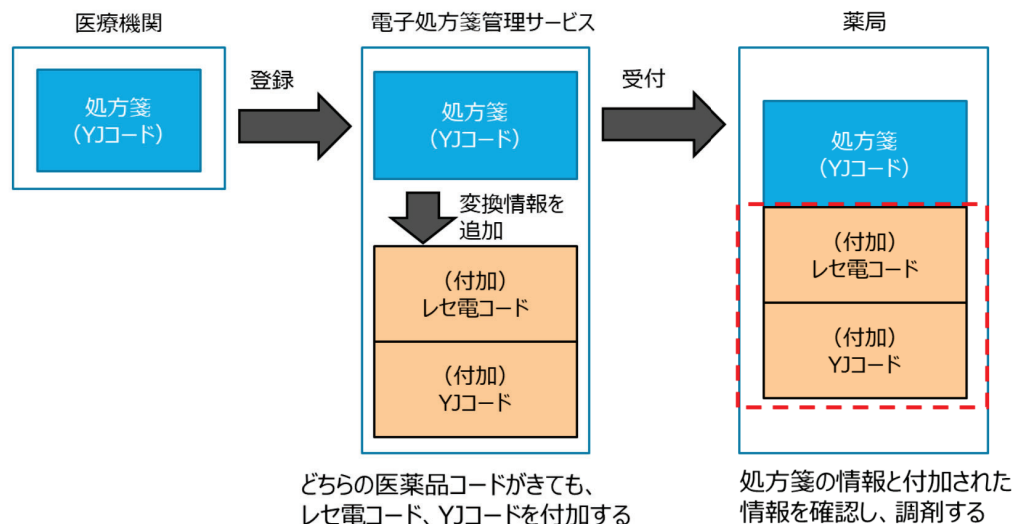
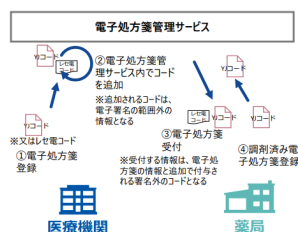
※各ファイルの名称は変更される可能性があります。(P)

処方箋情報、調剤結果情報への各コード等の記録

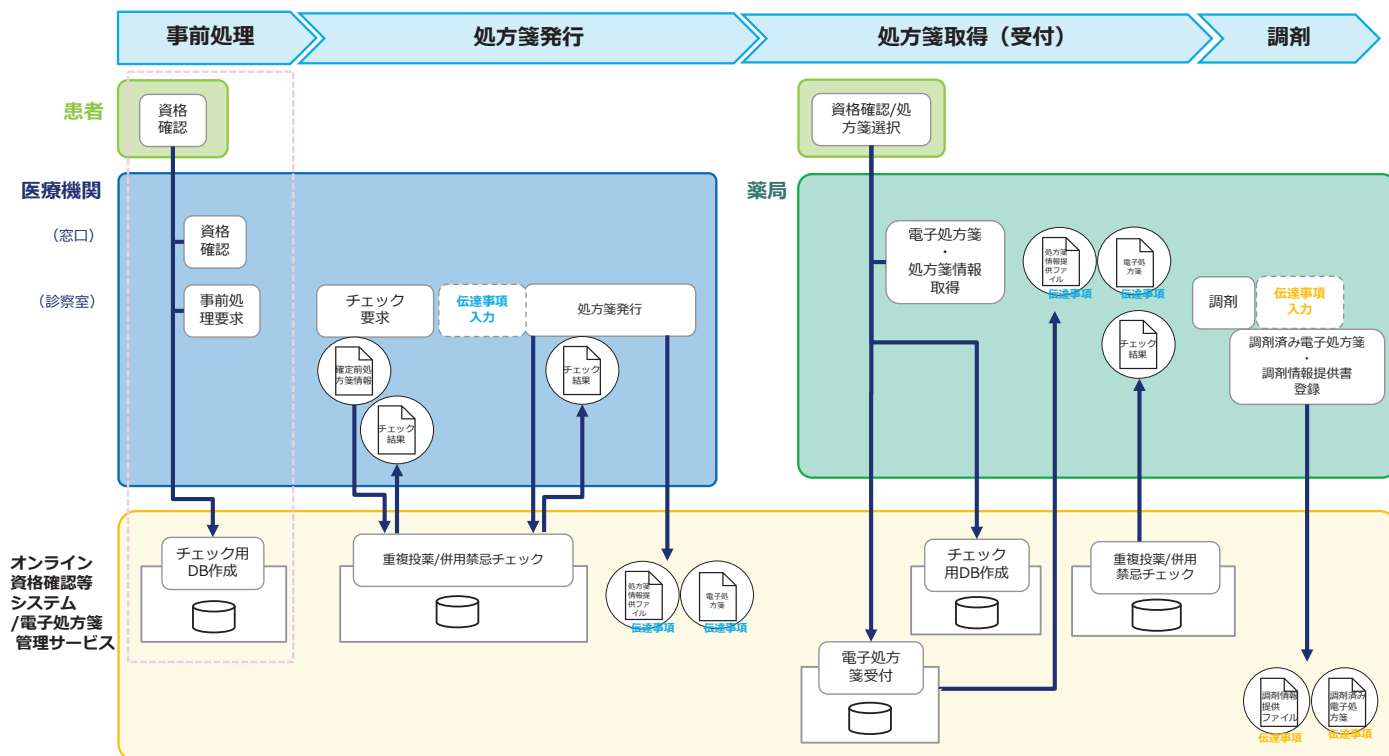
	記録方法	重複投薬等 チェックでの 利用	備考
医薬品	✓ レセ電コード、YJコード、一般名コードを使用 ✓ コードが存在しない医薬品は固定値(666660000)を入力の上、薬剤名の項目にテキスト入力	○	・ レセ電コード、YJコードについて、医療機関は現在使用しているコードを利用でき、電子処方箋管理サービス側で使用していない方のコードを署名対象外の部分に追加し、薬局に送付する。 ・ 薬局側は、医療機関から登録された電子処方箋ファイル、または処方箋情報提供ファイルと電子処方箋管理サービスで追加したコードの両方を受領する。
用法	✓ JAMIコードを使用 ✓ 標準用法コード（16桁）の内、利用頻度の高いコードについては、登録を必須とする	○	・ 標準用法コードの一部項目および、補足用法コード（8桁）については記録任意とする。 ・ 利用頻度の高い標準用法コードについては、別途ONS等より通知する。
用量	✓ 医療機関・薬局が現行利用している用量の記録方法を踏襲	○	・ 電子処方箋管理サービスでは1回量/1日量いずれの方法も記録できるようにする
医療材料・ 衛生材料	✓ レセ電コード（特定器材コード）が存在する場合は、「レセ電コード＋個別商品名をテキスト記載」 ✓ それ以外は「タミーコード（777770000）＋個別商品名をテキスト記載」	×	—

電子処方箋管理サービスでの医薬品コード変換イメージ

- ・ 電子処方箋管理サービスにて、医療機関からの電子処方箋にレセ電コードが記載されている場合はYJコードを、YJコードが記載されている場合はレセ電コードを追加する。追加するコードは署名外の情報となる。
- ・ 薬局へは、医療機関からの電子処方箋と、センター側で追加したコードの両方を送付。



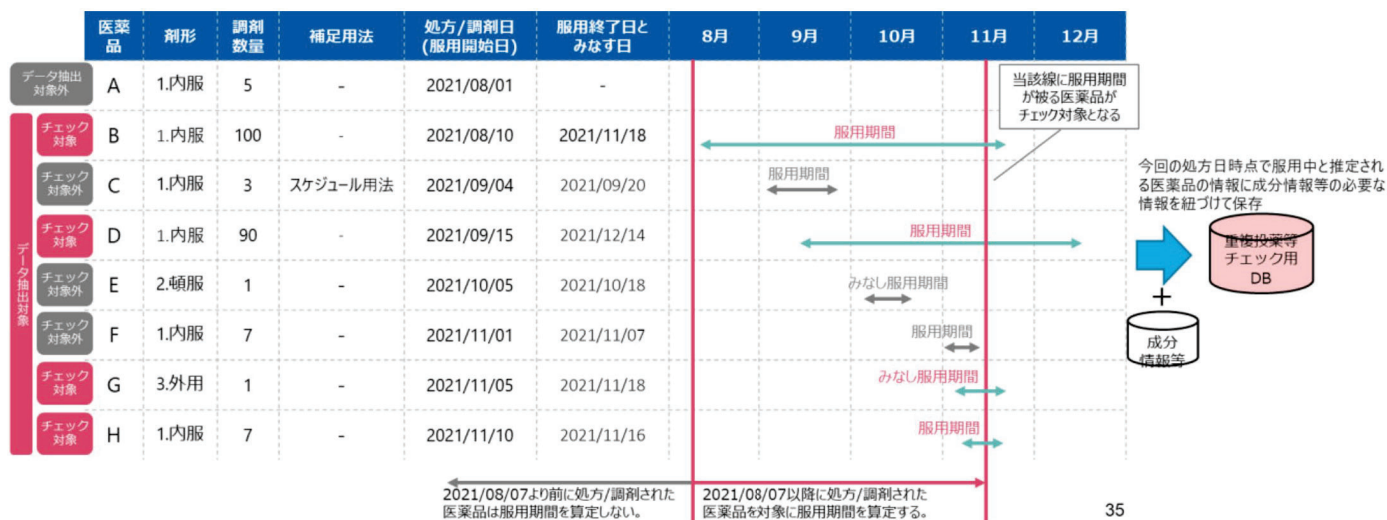
重複投薬等チェックの実施タイミング



バリデーションチェックのタイミング・対象ファイル

	チェックタイミング	チェック対象ファイル
医療機関	① 重複投薬等チェックの実施タイミング (基本は処方オーダー確認のタイミング)	確定前処方箋情報
	② 電子処方箋ファイル（または処方箋情報提供ファイル）の送信のタイミング	電子処方箋ファイル（または処方箋情報提供ファイル）
薬局	① 重複投薬等チェックの実施タイミング (任意のタイミングで行われるチェックのタイミング)	確定前調剤結果情報
	② 調剤済み電子処方箋ファイル（または調剤情報提供ファイル）の送信のタイミング	調剤済み電子処方箋ファイル（または処方箋情報提供ファイル）

重複投薬等チェックの対象の考え方



重複投薬/併用禁忌チェック結果の返却項目

【検討中】

項目	分類（区分説明）	閲覧同意なし時 参照権限整理
- 保険者番号 - 被保険者番号（記号、番号、枝番）	チェック対象の患者を特定する情報	参照可能
- チェック実施日 - メッセージID（チェック結果内の連番） - メッセージ分類（「成分重複」、「併用禁忌」、「併用注意」） - 対象医薬品・成分名称 - メッセージ（「過度の徐脈があらわれることがある。」のように、添付文書上に記載されている内容、もしくは、成分重複である旨）	チェックの実施日、結果に関する情報	
- 今回_処方箋交付（予定）日 - 今回_調剤実施（予定）日 - 今回_対象薬剤名称 - 今回_医療機関名称 - 今回_保険薬局名称 - 今回_調剤数量 - 今回_用法	今回の重複投薬等チェックに関する情報 （同意が得られない場合でも重複投薬や併用禁忌チェック処理は行う。）	
- 過去_処方箋交付日 - 過去_調剤実施日 - 過去_対象薬剤名称 - 過去_医療機関名称 - 過去_保険薬局名称 - 過去_調剤数量 - 過去_用法	過去の処方/調剤結果に関する情報 （同意が得られない場合でも重複投薬や併用禁忌チェック処理は行う。）	参照不可